

令和８年度広域活動団体基盤強化配分（令和９年度実施事業対象）

○主な対象経費

活動（事業）に要する経費を対象とします。

【例示】

人的経費	謝金（講師・アドバイザーへの謝金）
	旅費交通費（講師・アドバイザー、ボランティアへの旅費交通費）
使用料	会場賃借料
消耗経費	消耗品費（活動に係る食材費、コピー用紙代、日用品 等）
	印刷製本費
通信運搬費	切手代、送料 等
備品費	物品購入費
その他	ボランティア行事用保険料、（事業実施に係る）振込手数料 等

対象となるか不明な経費がございましたら、本会までお問い合わせください。

○対象外経費

- ・ 団体の人件費や組織運営及び管理事務に係る経費
- ・ 全国大会や研修会等に参加するための経費
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は配分対象とします）
- ・ ボランティアへの謝金（交通費等の実費弁償は配分対象とします）
- ・ 団体及び団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費（区分けができており、本配分と重複しない経費は配分対象とします）
- ・ 配分対象期間外に実施された活動に関する経費

○経費に係る注意事項

- ・ 事業実施後の交付請求及び事業報告・精算時には、領収書等の支払いが確認できる書類が必要です。
- ・ 活動終了後１カ月以内に交付請求及び報告書をご提出いただき、本会で確認のうえ、団体名義の口座に送金しますが、活動実態が確認できなかった場合や、必要書類が提出されない場合は、配分決定を取り消すことがあります。